

新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針 (BCP)

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部局ごとに判断することもあります。
医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外とします。
この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

行動指針レベルの変遷	
R2.4.17～	レベル2
R2.4.20～	レベル3
R2.6.1～	レベル2
R2.7.10～	レベル1
R2.11.18～	レベル2

レベル			研究活動	授業 (講義・演習・実験・実習)	学生の課外活動	事務体制	会議等 (研修、説明会を含む)
0	通常						
1	制限 (小)	在勤地域に感染者が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、在宅勤務を要する者がいる場合	○ 感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、学生・研究員・研究スタッフ (以下、研究室関係者という。) は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないかを確認し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○ 授業科目ごとの感染拡大防止対策を確認し、対策が十分であると判断される授業は対面で、それ以外の授業はオンラインで実施する。	○ 感染防止に最大限配慮した上での許可とする。	○ 各部署は、通常と同様の範囲の業務を行う。 ○ 一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。	○ 感染拡大防止措置を講じた上で行うこととする。テレビ会議やメール等による書面審議を推奨する。
2	制限 (中)	①都道府県知事から、平日の自宅待機その他の行動規制に関する要請があった場合 又は ②本学関係者の罹患が発生し、感染拡大防止及び安全配慮の観点から、必要と認める場合	○ 感染拡大に最大限配慮して、研究活動を行うことができるが、研究室関係者は、密閉する、密集する、近距離での会話等を行う環境になっていないかを確認し、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	○ 授業科目ごとの感染拡大防止対策を確認し、対策が十分であると判断される授業は対面で、それ以外の授業はオンラインで実施する。	○ 原則全面禁止とする。 ただし、北海道が定める警戒ステージが、北海道及び札幌市の両方 (函館キャンパスについては、北海道のみ) においてステージ3以下の場合には、感染防止に最大限配慮し、活動内容を制限した上での許可とする。 ○ 感染防止に最大限配慮した上での許可とする。 ただし、都道府県知事からの要請内容や大学の判断により、許可する活動の範囲をより制限する場合がある。	○ 各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行う。 ○ 一部の職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。	○ 原則、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。
3	制限 (大)	国が、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域としたことに基づき、都道府県知事から、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルスの感染の防止に必要な協力を要請された場合など	○ 以下の研究スタッフ (事情によっては大学院生・研究員も可) のみ研究室への立ち入りを許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	○ 授業は原則オンラインで実施する。 ただし、教育効果上、対面による実施を取り入れることが真に不可欠な場合にあっては、授業予定回数のうち一部について、十分な感染拡大防止対策を講じた上で対面により実施することができるものとする。 ※原則、学生の学内インターネット設備利用不可	○ 全面禁止とする。	○ 各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみ行う。 ○ 多くの職員に対して在宅勤務を命じることとし、在宅勤務者に対しては、在宅で処理が可能な業務を行わせる。	○ 会議等は原則延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。
4	活動の原則停止	大学を閉鎖せざるを得ない場合	○ 大学機能を最低限維持するため、部局長など組織代表者の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制とする。	○ 全ての授業を休講とする。	○ 全面禁止とする。	○ 大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。	○ 会議等は延期・中止とするが、大学機能を最低限維持するために必要な会議等については、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。